

市第92号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第16号を次のように改める。

(16) 削除

第 2 条第 153 号ソ中「特定屋外貯蔵タンク」を「危険物の規制に関する政令第11条第 1 項第 3 号の 2 の特定屋外貯蔵タンク（以下「特定屋外貯蔵タンク」という。）」に改め、「という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同令第22条の 2 第 1 号八に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同号又中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第16号の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第 2 条第 153 号ソ及

び又の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

外国人登録制度の廃止に伴いその手数料を廃止するとともに、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	<u>下段</u>	<u>現 行</u>	）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 15 号まで省略）

削除
 (16) 外国人登録原票の写し又は外

国人登録原票に登録した事項に

関する証明書の交付手数料 同

300 円

（第 17 号から第 152 号まで省略）

(153) 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料

（アからセまで省略）

ソ 特定屋外タンク貯蔵所（浮

き屋根を有する危険物の規制
特定屋外貯蔵
に関する政令第 11 条第 1 項第
タンク

3 号の 2 の特定屋外貯蔵タン

ク（以下「特定屋外貯蔵タン

ク」という。）のうち危険物

の規制に関する規則（昭和 34

年総理府令第 55 号）第 20 条の

4 第 2 項第 3 号に定める構造

を有しなければならないもの

に係る特定屋外タンク貯蔵所
(以下「浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所」という。)
―浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タ
ンクのうち同令第 22 条の 2 第
1 号八に定める構造を有しな
ければならないものに係る特
定屋外タンク貯蔵所(以下「
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所」という。)
及び岩盤タン
クに係る屋外タンク貯蔵所を
除く。)であって、危険物の
貯蔵最大数量が 1,000 キロリッ
トル以上 5,000 キロリットル未
満のもの

同

820,000 円

(タからニまで省略)

又 浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所 又は浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所 については、次
に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(ア) から (ク) まで、ネからワまで及び第 154 号から第 163 号ま
で省略)